

## 公告

### 南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を次により執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び南三陸町建設工事執行規則（平成17年南三陸町規則第42号）第6条の規定により、公告する。

平成26年12月16日

南三陸町長 佐藤 仁

印

#### 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 南三陸町地方卸売市場建設工事
- (2) 工事場所 南三陸町志津川字旭ヶ浦地内
- (3) 工期 契約日の翌日から平成28年3月18日まで
- (4) 工事概要 市場施設整備  
(建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事一式)
- (5) 支払条件 前払い・完了払いとする。

#### 2 入札参加資格

- (1) 宮城県内に本社、支店、営業所等（支店、営業所等の場合は、本社から委任を受け、南三陸町入札参加者として登録のこと。）のいずれかを有し、南三陸町建設工事執行規則の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 入札に参加できる者は、公告日現在において地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであって、次のアに掲げる要件を全て満たすもの（以下「単体企業」という。）又は、次のイに掲げる要件を全て満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、それぞれ前号の競争入札参加承認を受けたものであること。

なお、この入札に参加する同一の企業は、単体企業又は共同企業体のいずれかの形態をもって当該入札に同時に参加することはできない。

##### ア 単体企業の資格

- (ア) 南三陸町建設工事執行規則第5条第1項の規定に基づき、平成26年度及び平成27年度の南三陸町建設工事入札参加資格が承認されたものであること。
- (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査における建築一式工事の直近の総合評定値（同法第27条の29第1項に規定する総合評定値という。以下同じ。）が1,500点以上で、かつ、一級技術者が10名以上であること。
- (ウ) 建築業法第17条に規定する特定建設業の許可を受けていること

◦  
(エ) 次のa及びbに掲げる要件を満たす者を監理技術者としてこの工事の現場に専任で配置できること。

- a 一級建築施工管理技士又は一級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事事業に対応した監理技術者資格証及び監理技術講習修了を有している者
- b 本件入札公告の時までに6か月以上の恒常的な雇用関係を有する者

イ 共同企業体の資格

(ア) 共同企業体の結成

- a 構成員の数は3者以内とし、次の(イ)の各要件を満たす1者及び(ウ)の各要件を満たす者の組合せとする。
- b 構成員の出資割合は20%以上とし、代表者の出資率は構成員中最大であること。
- c 結成は、自主結成とする。

(イ) 共同企業体の代表者の資格

(2) アの単体企業資格の要件(ア)、(ウ)及び(エ)について全て満たす者であり、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査における建築一式工事の直近の総合評定値が1,300点以上で、かつ、一級技術者が10名以上であること。

(ウ) 共同企業体の代表者以外の構成員の資格

- a 南三陸町建設工事登録のうち、建築一式工事の承認を受けていること。
- b 宮城県内に本店を有すること。
- c 建設業法第17条に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- d 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査における建築一式工事の直近の総合評定値が900点以上で、かつ、一級技術者が4名以上であること。
- e 建設業法第26条に規定する主任技術者をこの工事の現場に専任で配置できること。ただし、本件入札公告の日までに6か月以上の恒常的な雇用関係を有する者に限る。

(エ) 共同企業体の参加は、南三陸町特定建設工事共同企業体運用基準の定めによることができる。

(3) 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。

(4) この工事の業種に対応する国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事の現場に専任で配置できること。

(5) 南三陸町入札参加業者指名停止要領(平成17年南三陸町訓令第37号)

に基づく指名停止を受けている期間でないこと。

- (6) 南三陸町暴力団排除条例（平成24年南三陸町条例第30号）第2条第4号の暴力団員等に該当しないものであること。

### 3 入札手続等

- (1) 入札参加申請書類の交付等

ア 交付期間

平成26年12月16日（火）から平成27年1月5日（月）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

※南三陸町ホームページからダウンロードが可能

イ 交付場所

南三陸町役場産業振興課（水産業振興係）

- (2) 設計図書等の閲覧

ア 期間

平成26年12月16日（火）から平成26年1月9日（金）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町役場産業振興課（水産業振興係）

ウ 質問

設計図書等について質問がある場合は、備付けの質問書に記入し、平成27年1月6日（火）までに南三陸町役場産業振興課へ提出すること。

エ 回答

平成27年1月8日（木）午前9時から午後5時までの間、閲覧による。

。

オ 設計図書等の交付

貸出しによる。ただし、貸出時間は4時間以内とする。

- (3) 入札執行の日時及び場所

ア 日時

平成27年1月13日（火）午後1時30分

イ 場所

南三陸町役場大会議室 二階

### 4 入札参加資格の承認申請

- (1) 申請書類

入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる書類についてそれぞれ正副2部（キについては、1通）を持参により

提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

- ア 制限付き一般競争入札参加申請書
- イ 建設業法第3条第1項に係る許可の写し
- ウ 類似工事の施工実績調書
- エ 配置予定の技術者に関する調書
- オ 最新の総合評定通知書の写し
- カ 共同企業体で入札に参加しようとする場合は、特定建設工事共同企業体協定書の写し
- キ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒（1通）

（2）受付の期間及び場所

ア 期間

平成26年12月16日（火）から平成27年1月5日（月）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町役場産業振興課（水産業振興係）

- （3）入札参加資格審査の結果については、入札参加申請者に対し、申請のあつた日から14日以内に通知する。
- （4）入札参加有資格者と認められなかつた者は、書面により、当該認められなかつた理由の説明を求めることができる。

5 入札方法等

- （1）電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は、認めない。
- （2）入札の執行においては、入札書に記載された金額に100分の108を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者が入札書に記載する金額は、入札者が消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の108分の100に相当する額とすること。
- （3）地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。

6 入札保証金

免除する。

7 入札の無効等

- （1）正当な理由なく所定の時刻までに入札の会場に入らなかつた者は、失格とする。

- (2) この公告に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者のした入札及び南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）第95条又は南三陸町建設工事執行規則第17条に該当した入札は、無効とする。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札は、無効とする。

## 8 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札をしたものと落札者とする。
- (2) 最低制限価格を設定することとし、当該最低制限価格より低い価格の入札をした者は、失格とする。
- (3) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

## 9 契約の締結

議会の議決を要する契約（5,000万円以上）については、南三陸町議会の議決を経てから本契約となるので、それまでは仮契約とする。

## 10 契約保証金

落札者は、南三陸町建設工事執行規則第22条の規定により、請負金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、落札者が同規則第23条第1項各号のいずれかに該当すると町長が認めた場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

## 11 その他

- (1) 入札者が南三陸町暴力団等排除措置要綱（平成20年南三陸町訓令第32号）第3条各号に規定する措置要件に該当するときは、指名停止措置を行う。

また、受注者が契約後、同条各号に規定する措置要件に該当する事が判明したときは、契約を解除できるものとする。

- (2) 不明な点については、当町担当に照会すること。
  - ・ 南三陸町役場 産業振興課 水産業振興係 担当者 及川  
電話 0226-46-1378 (産業振興課 直通)  
FAX 0226-46-5348